

# 韓国知的財産ニュース 2022年9月後期

(No. 471)

発行年月日：2022年10月5日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

## ★★★目次★★★

このニュースは、9月16日から30日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

### 法律、制度関連

- 1-1 「発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令」の一部改正令（案）の立法予告（特許庁公告第2022-233号）

### 関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁・教育部・忠南大、知的財産専門人材育成重点大学の業務提携を締結
- 2-2 2022年下半期弁理士実務研修集合教育募集の公告
- 2-3 「新産業分野の知的財産融合人材育成事業発足式」を開催
- 2-4 韓国特許庁・SK、知的財産分野での現場懇談会を開催
- 2-5 新しい電子出願ソフトウェア（KIPO-Editor）、9月28日から正式サービスを開始
- 2-6 韓国特許庁、2022年上半期の優秀審査・審判官を選定・発表
- 2-7 知財委、「技術の海外流出及び奪取を防止するための研究者ガイドライン」を発刊

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

### デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国特許庁、わかりやすいデザイン保護ガイドブックを発行する

### その他一般

- 5-1 人工知能アクセラレーター関連特許出願、この10年で年平均15%ずつ増加
- 5-2 韓国、2年連続でアジア地域の最高のイノベーション国家に選定！

## 法律、制度関連

1-1 「発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令」の一部改正令（案）の立法予告（特許庁公告第 2022-233 号）

電子官報（2022. 9. 22.）

特許庁公告第 2022-233 号

「発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令」を改正するに当たり、その改正理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2022 年 9 月 22 日

特許庁長

### 「発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令」の一部改正令（案）の立法予告

#### 1. 改正理由

「発明教育の活性化及び支援に関する法律（以下、発明教育法）」が改正（2022. 6. 10 公布、2022. 12. 11 施行予定）されたことを受け、大統領令委任事項である「発明教師の認証に向けた基準、手続き、有効期間、その他必要な事項（法第 9 条第 7 項）」、「広域発明教育支援センターの設置・管理、指導教師の運営に必要な事項（法第 10 条第 5 項）」を反映し、その他発明教育法の新設・改正条文中委託する必要がある現場支援等の業務を委託規定（現行施行令第 13 条）に反映しようとするものである。

#### 2. 主要内容

- イ. 「広域発明教育支援センターの設置・管理、指導教師の運営」に必要な事項を発明教育センターの設置・運営関連条文に統合して規律（案第 7 条乃至第 10 条改正）
  - 小・中・高等学校等に設置・運営している小規模発明教育センターを支援できる広域発明教育支援センターを設置・管理し、専担の指導教師を配置することで、発明教育の品質を向上させ、教育機関の運営を充実化するためのものである。
- ロ. 発明教師の認証に向けた基準・手続き・有効期間等を新設（案第 11 条乃至第 16 条新設）
  - 優秀な発明教育能力を備えている者を審査して認証できるように、発明教師認証基準（認証の等級と要件）、審査方式、手続き及び認証書の発行、予備教員の認証、有効期

間、再認証等を新設し、創意・融合型発明人材の育成に貢献するためのものである。

ハ. 業務を委託する必要がある現場支援業務を施行令に反映（案第 19 条改正）

発明教師認証申請書の受け付け等の認証業務、広域発明教育支援センター・先導学校に対する業務支援等、発明教育支援業務に対する委託事項を反映するためのものである。

ニ. 用語の修正及び条文番号の調整（案第 3 条、第 17 条、第 18 条、別紙 1 号書式、別紙 2 号書式改正）

「所属」を「管轄」に改正することで、その意味をより明確にし（第 3 条）、条文の新設（第 11 条及び第 16 条）に伴う従来の条文番号（第 11 条乃至第 12 条）を調整（第 17 条及び第 18 条）するためのものである。

### 3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は、2022 年 11 月 1 日までに国民参与立法センター (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）

ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他の参考事項等

※意見の送り先

一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）、政府大田庁舎 4 棟 1803 号特許庁産業財産人材課（〒35208）

電子郵便：syleenet@korea.kr

Fax：042-472-3421

### 4. その他事項

改正案に対する詳細は、特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) の「立法予告」を参照するか、特許庁産業財産人材課（電話 042-481-5187、Fax 042-472-3421）にお問い合わせください。

## 関係機関の動き

### 2-1 韓国特許庁・教育部・忠南大、知的財産専門人材育成重点大学の業務提携を締結

韓国特許庁 (2022. 9. 16.)

韓国特許庁、未来産業をけん引していく地域知的財産人材を育成する

韓国特許庁は、教育部、忠南大学と共に、企業のイノベーション成長をけん引する「知的財産専門人材育成重点大学（以下「知的財産重点大学」）を支援するため、9月16日金曜日午後2時、忠南大学で業務提携を締結したと発表した。「知的財産重点大学」は、地域別に特化した知的財産融合専門人材を育成するために設けられ、指定大学内に地域の需要・大学の特性などと連携した知的財産融合学位課程（学士・修士・博士）を構築することで、知的財産教育が普及できるよう支援する。

特許庁は2021年3つの知的財産重点大学の選定（※）を皮切りに、今年も適格評価を経て忠南大学を大田・世宗・忠南圏域の重点大学として新規で選定した。

※慶尚国立大学（蔚山・慶南圏域）、全南大学（光州・全南圏域）、忠北大学（忠北圏域）

忠南大学は、新概念の教育課程を導入した知的財産融合専攻を開設・運営し、大田・世宗・忠南（DSC）共有大学（※）を通じて、地域内の参加大学約20校に知的財産科目を拡散させる予定である。大田・世宗・忠南地域の戦略産業である移動手段（モビリティ）情報通信技術（ICT）・素部装（素材・部品・装備）分野など、地域イノベーション企業と連携した産学協力教育を運営して地域オーダーメイド型知的財産融合人材を育成する計画である。一方、事業の効果を高めるために、教育部の「自治体・大学協力基盤の地域イノベーション事業（※※）（以下「地域イノベーションプラットフォーム」）と協業・連携して運営する。

※共同の学士組織を構成し、共同の教育課程を運営することで、単位交流、卒業（認証）など、所定の履修資格を付与する制度

※※地域産業の特性と連携した大学教育体系の改編によって地域に必要な人材を育成し、地域イノベーション産業関連課題の遂行など、地域の持続成長基盤を作るための事業

特許庁長は「知的財産重点大学を通じて大田・世宗・忠南地域に体系的な知的財産専門人材育成の経路が設けられるものと期待している」とし、「特許庁はこれからも知的財産融合人材育成および地域内知的財産教育の普及のために支援を惜しまず、忠南大学の優秀な教育事例を基に知的財産重点大学を全国に拡大する」と述べた。

## 2-2 2022年下半期弁理士実務研修集合教育募集の公告

韓国特許庁 (2022.9.21.)

弁護士資格保有者などを対象に5日間受け付ける

特許庁の国際知識財産研修院は、弁護士資格保有者などを対象に「2022年下半期弁理士実務研修集合教育」の申込者を9月26日月曜日から9月30日金曜日までの5日間募集すると発表した。教育は国際知識財産研修院のウェブサイトから申し込むことができ、今年11月7日から12月8日までの5週間運営される予定である。

今回実施する下半期教育の主な内容は次のとおりである。

- ①非理工系の弁護士資格保有者が必ず履修しなければならない「科学技術の理解」が選択科目として追加開設され、知的財産関連法・制度のオンライン学習の受講時間が拡大した。
- ②最近頻繁に発生している営業秘密の流出への対応力を高めるために、営業秘密保護と不正競争防止法の教育時間を拡大した。
- ③特許手続きの専門家である弁理士の審判・訴訟遂行能力を強化するために、特許審判証拠調査教育科目を新設した。

特許庁の国際知識財産研修院長は「新型コロナの感染状況に鑑みて、研修生の安全を考慮した運営で日程どおりに支障なく進められるよう最善を尽くしたい」と述べた。

## 2-3 「新産業分野の知的財産融合人材育成事業発足式」を開催

韓国特許庁 (2022.9.22.)

新産業特化教育課程で知的財産融合人材を育成する！

韓国特許庁は、教育部「部処協業型人材育成事業（※）」の知的財産分野である「新産業分野の知的財産融合人材育成事業（以下『事業』）発足式」を9月22日木曜日の午後2時にソウルで開催すると発表した。

※教育部の「部処協業型人材育成事業（7部処、14分野）」の中で知的財産分野への参加を通じて部処の専門性の活用および新産業人材育成事業の成果の最大化を図る

今回の発足式は、事業に選ばれた大学32校、50の学科が一堂に会する初のイベントで、新産業分野の知的財産融合人材育成が新しい飛躍であり、未来人材育成の始まりというビジョンを共有する。また、知的財産教育に関する主題発表、企業が求める新産業分野での知的財産人材像および知的財産融合人材の育成に向けた大学の役割について議論する。

## 【新産業分野の知的財産融合人材育成事業発足式の概要】

日時/場所：2022年9月22日木曜日午後2時～4時/ソウル

主要参加者：特許庁次長、韓国発明振興会常勤副会長、計50の事業参加学科の責任教授など

主要内容：発足式の宣布、銅板の授与式、企業が求める知的財産（IP）融合人材像特別講義など

特許庁は、今年9月から新しく始める「知的財産融合人材育成事業」を通じて、新産業分野の理工系学生を技術の専門性ととも知的財産の創出・活用能力まで兼ね備えた未来のコア研究開発人材に育成する計画である。選ばれた学科は、3年間（2022～2024）大学で主導的に融合人材を育成できるよう、知的財産講座の開設、産業分野別の標準教育課程および教材の開発・普及、専門講師人材資源の提供、教授教育などの多様な支援を受けることになる。

特許庁長は「教育部との協力を通じて50の新産業分野学科に知的財産融合教育を支援できるようになったのは、特許庁だけでなく、国の人材育成戦略の面でも非常に意義のある第一歩だと思う」とし、「特許庁はこれからも新産業分野に進出する予備研究開発人材を、未来社会が求める知的財産融合人材に育成する上で支援を惜しまない」と述べた。

### 2-4 韓国特許庁・SK、知的財産分野での現場懇談会を開催

韓国特許庁（2022.9.27.）

#### 第2の飛躍、半導体・バッテリー等を知的財産で後押しする

韓国特許庁は、SKグループ知的財産権担当役員と9月27日火曜日午後2時にSKハイニックスで現場懇談会を開催したと発表した。

政府は、国際主導権の確保が必要な技術を国家必須戦略技術（※）に指定（2021.12）し、特許庁は国家必須戦略技術に対して分野別に特許ビッグデータ分析作業を通じて技術選定を支援する。そのため、国家戦略技術を先取りするための研究開発（R&D）事業の成果を高め、基礎・コア特許の確保を支援するために、SK企業の知的財産に関する隘路事項をモニタリングし、現場のさまざまな意見を聴取した。

※人工知能、5G・6G通信、先端生命工学（バイオ）、半導体・ディスプレイ、二次電池、水素、先端ロボット・製造、量子、宇宙・航空、サイバーセキュリティー

SK側は、半導体、バッテリー、生命工学（バイオ）、モノのインターネット（IoT）などの主力産業分野に対する知的財産管理戦略を紹介し、特許・商標の迅速な審査、海外への技術流出防止などに対する政府支援の必要性を強調した。これに対し、特許庁は、コア技術の海外流出を防止し、特許審査を迅速に進めるために半導体分野の退職人材を任期制審査官として採用する計画を紹介した。また、企業の産業技術や営業秘密など、技術保護のために導入された技術特別司法警察の役割と運営現況を説明した。特許庁は、企業が知的財産権を取引または事業化する場合、付与する税制優遇をさらに拡大していく計画であり、特許ボックス制度の導入も検討中であると案内した。

特許庁長は「迅速かつ正確な審査・審判サービスを提供するために3人協議審査、優先審査制度などを効果的に運営し、審査官が業務に集中できるよう業務環境を改善している」と説明した上で、「企業現場のリアルな意見を反映する現実性のある知的財産政策を樹立し、技術戦争の最前線にある韓国企業が世界市場で勝利できるよう最善を尽くしたい」と述べた。

## 2-5 新しい電子出願ソフトウェア（KIPO-Editor）、9月28日から正式サービスを開始

韓国特許庁（2022.9.28.）

### 韓国特許庁、需要者中心の電子出願サービスで利便性を高める

韓国特許庁は、特許明細書など、特許庁に提出する77種の書類の作成に使う新しい電子出願ソフトウェア（KIPO-Editor）を9月28日水曜日から提供すると発表した。従来の電子出願ソフトウェアは、入力可能な文字数に制限があり、編集機能が不便だという不満が持続的に提起され、従来のプログラムの機能を大幅に向上させて特許庁が独自開発した。

以前は入力可能なハングル文字が2,350文字にすぎず、「ㄹ, ㄷ, ㅍ, ㅊ, ㅌ」などの文字表現（※）が困難であり、「a, B, Σ, ∞」などの記号を表現するのも難しかった。新たに配布される電子出願ソフトウェア（KIPO-Editor）は、標準文字コード体系（ユニコード）に含まれている11,172文字のすべての文字入力が可能になるよう改善され、特許明細書などに技術内容をより精巧に表現できるようになる。

※入力不可能な例：더ㅅ（アパート名）、뽕경모치（国内に生息している魚類）、시보ㅅ（元素名）

また、ユーザーが作成した文書が規定に反する場合、その位置と欠陥の内容を提供して簡単に修正することができ、文書追跡機能で文書の変更内容を容易に確認するなど、利便機

能が追加された。新しい電子出願ソフトウェアは、特許路ウェブサイト (www.patent.go.kr) から無料でダウンロードできる。

一方、特許庁は、電子出願サービスをより安定的に提供するために、電子出願システムの障害時にも電子メールを通じて出願できるサービスを構築した。従来はシステム障害が発生すると、特許庁を訪問して出願書を提出する必要があったが、積極行政の一環として、出願人の不便を解消するために電子メールによる電子出願サービスを用意した。

特許庁の情報顧客支援局長は「今回の電子出願ソフトウェアの改善により、特許明細書の作成にかかる時間と手間を減らして出願日を早く先取りするのに役立つと期待される」とし、「特許庁はこれからも特許顧客がより簡単かつ迅速に特許を出願できるよう持続的に改善していく予定だ」と述べた。

## 2-6 韓国特許庁、2022年上半期の優秀審査・審判官を選定・発表

韓国特許庁 (2022. 9. 30.)

専門性のある審査・審判で強い知的財産権の創出など、業務の充実化を推進

韓国特許庁は、品質コンテストを通じて強い知的財産権の創出に貢献した優秀審査官等を選定し、9月30日金曜日の午後4時に政府大田庁舎で授賞すると発表した。今回のコンテストは、コロナ禍により中断されて3年ぶりに開催され、強い知的財産の創出のために審査・審判の専門性を高め、本来の業務である実体的審査の品質に大きく寄与した審査・審判官を選定した。

詳細な受賞の内訳は次のとおりである。

審査分野では、優秀審査官62名、優秀審査チーム長12名、優秀審査部署12を選定した。審判分野では、優秀審判官6名、優秀審判部署6つ、優秀審判研究官1名、優秀訴訟遂行官1名を選定した。

特許庁は今年、「ダイナミックな経済を実現するための知的財産政策の方向」を発表し、基盤が固い審査・審判を通じて無効にならない強い知的財産の創出に力を注いでいる。そのため、審査以外の業務を最小限に抑え、集中勤務時間の導入により審査官が審査本来の業務に専念できるようにし、人工知能技術を活用して2027年まで審査と審判の品質および効率性を高める予定である。



特許庁長は「コロナ禍が続いている厳しい審査環境の中でも、審査品質の向上にご尽力いただいたすべての審査官に感謝の心を伝えたい」とし、「国家間の技術覇権争いが激化している状況で、強い知的財産権は審査官の手にかかっているというプライドを持って審査品質の向上に最善を尽くしていただきたい」と呼びかけた。

2-7 知財委、「技術の海外流出及び奪取を防止するための研究者ガイドライン」を発刊  
韓国国家知識財産委員会（2022. 9. 30.）

研究者に役立つ技術の流出および奪取に関する事例と制度などを紹介

大統領所属の国家知識財産委員会（以下「知財委」）は、研究者を対象に技術の海外流出と奪取に対する意識と警戒心を高めるために、「技術の海外流出及び奪取を防止するための研究者ガイドライン」（以下「ガイドライン」）を発刊した。

最近まで韓国企業の技術の海外流出が持続的に発生しており（※）、それを経済的価値に換算すれば約 22 兆ウォン規模と推定され、技術流出時の流出者の現況を見てみると 71% が内部者であり、外部者もそのほとんどが退職者や協力会社の従業員など、関係者であることがわかった。

※2017 年から 2022 年 2 月まで海外に流出した産業技術は 99 件、国家コア技術は 34 件

このような状況を受け、知財委は研究者を対象に技術流出および奪取に関する事例や法律などを理解しやすく紹介し、技術流出の根絶と防止を誘導することで、韓国企業の技術保護に役立つようガイドラインを作成した。

ガイドラインには、保護の対象となる技術の種類、技術流出の類型および被害の事例、主要な法令や質疑応答（Q&A）だけでなく、研究者が活用できるチェックリストまで盛り込まれている。

【技術の海外流出及び奪取を防止するための研究者ガイドラインの目次別主要内容】

目次	主要内容
1 章 序論	- 発刊の目的及び韓国企業の技術の海外流出・奪取の現況
2 章 保護対象技術及び技術流出の事例	- 保護の対象となる技術の種類 - 技術流出・奪取の類型及び被害の事例
3 章 研究者が知っておくべき主要な法令	- 法的に保護される技術の概念及び範囲 - 技術流出の責任規定

4章 技術流出防止の Q&A	- 研究者観点のよくある質問と回答
5章 チェックリスト	- 研究者が活用できるチェックリスト
付録	- 技術流出関連法令

ガイドラインは、関係部処、政府出捐研究機関、大学産学協力団および分野別研究学会などに配布され、知財委のウェブサイトに掲示されて研究者や企業などが広く活用できるように提供される予定である。

知的財産戦略企画団長は「同ガイドラインを通じて研究者が技術保護の重要性を認識するきっかけとなり、技術の海外流出と奪取の防止が韓国の経済安全保障を守る礎になることを願う」と述べた。

※ 同報告書は、国家知識財産委員会のウェブサイト (www. ipkorea. go. kr、知的財産政策→政策資料→政策研究) からダウンロードできる。

### 模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

### デザイン（意匠）、商標動向

#### 4-1 韓国特許庁、わかりやすいデザイン保護ガイドブックを発行する

韓国特許庁 (2022. 9. 26.)

デザイナーが知っておくべき必須事項など、必ず知っておくべき知的財産権を収録

- ・ 中小企業で働いている玩具デザイナー「A」さんは、予定されている新製品戦略会議で模倣品対応戦略を発表するために特許庁が発刊した「デザイン保護ガイドブック」を参考にしようとしている。新製品のブランド名、形態、新機能などをどのように保護すべきか、商標、デザイン、特許にかけて事例により簡単に説明されていて、非常に有用なためである。
- ・ アクセサリーを直接デザインしてオンラインで販売している「B」さんは、数日前、とんでもないことを経験した。「C」からデザイン侵害を中止せよという内容の警告状を受けたのである。突然、特許庁の「デザイン保護ガイドブック」に関連内容があったことを思い出し、「第4章紛争が発生した場合の対応策」で示したやり方どおりに対応した。その結果、「C」との誤解を解いて協業することになった。

韓国特許庁は9月25日、実務のデザイナーたちがデザインを創作し事業化する過程で必ず知っておくべき知的財産権全般の最重要事項をまとめて「2022 デザイン保護ガイドブック」を発刊したと発表した。「デザイン保護ガイドブック」は、デザイナーが知っておくべき10の必須事項、紛争が発生した場合の対応策、デザイン出願の多様な戦略、一人でオンラインデザイン出願などの最重要事項を漏れなく盛り込んでいるガイドブックである。初版発刊（2015年）以来5回目の改訂となる今回のガイドブックは、画像デザイン関連保護の強化、秘密デザイン制度の改善、中国のハーグ協定への加入など、対内外制度の変化を反映して補完・整備した。

ガイドブックは、特許庁でデザイナー関連の従事経験がある審査官はもちろん、デザイン専攻の弁理士や弁護士など、デザインの開発環境および知的財産権分野ともに理解度の高い内外部の専門家たちが参加して完成度を高めた。特許庁はガイドブックが広く活用されるよう、全国5つのデザイン振興院、デザイン関連協会・団体などに配布する予定であり、特許庁のウェブサイト（※）およびデザインマップのウェブサイト（[www.designmap.or.kr](http://www.designmap.or.kr)）から電子文書（PDF）の形態としてダウンロードすることもできる。

※冊子/統計→刊行物→その他刊行物→デザイン保護ガイドブック

特許庁の商標デザイン審査局長は「デザイナーにとって知的財産権分野は依然としてややこしくアプローチしにくいのが事実だ」とし、「今回改編したデザイン保護ガイドブックは、積極行政の一環として、徹底的にデザイナーの目線で不慣れな法律用語や手続きなどをわかりやすく説明しているため、特に中小企業やスタートアップで働いているデザイナーにとって非常に有用なデザイン保護の道しるべになるだろう」と述べた。

## その他一般

5-1 人工知能アクセラレーター関連特許出願、この10年で年平均15%ずつ増加

超知能化時代に向けて加速している「人工知能アクセラレーター」  
米中争いの中でも韓国国内での活発な研究開発で未来展望は明るい

・2020年、アップルは、自社コンピューター用のチップ(※)であるM1を発表した。2021年には、テスラが自動運転学習用スーパーコンピューターのためのチップであるD1を発表し、グーグルはテンソルというチップを発表した。このように、情報技術大手(ビッグテック)の専用チップの発表が相次いでいる。専用チップの開発が大流行している主な理由は、自分のソフトウェアの人工知能機能をより速く実行させるためである。つまり、人工知能アクセラレーターが企業のコア競争力となっている。

※半導体で実現された電子回路の集合で、電子デバイスで演算および論理処理を担当する部品

韓国特許庁によると、知的財産権5大国(IP5:日本・米国・欧州・韓国・中国)に申請された人工知能(AI)アクセラレーター関連特許出願は、この10年で(2011~2020)年平均15%ずつ増加した。特に、アルファ碁とイ・セドルの対局によって開発の大流行が起こりはじめ、最近5年間(2016~2020)年平均26.7%ずつ急増するなど、技術の発展が加速化していることがわかった。

#### 【人工知能アクセラレーター】

人工知能を実現し、実行するための専用のハードウェアに適用された技術をいう。人工知能が本格的に登場した2010年代初めには、中央処理装置(CPU)、画像処理装置(GPU)、メモリーなどの汎用コンピューターの部品を利用して実現したが、人工知能だけのための独自のハードウェアである人工知能アクセラレーターが続々と開発され、現在はマシンラーニング、ディープラーニングなどのソフトウェア領域と共にハードウェア領域として人工知能産業の一端を担っている。

出願人の国籍別に見ると、米国が45%と(2,255件)最も高く、中国が23.1%(1,156件)、韓国が13.5%(677件)、日本が10.1%(504件)、欧州が5.3%(267件)を占めている。最近5年間(2016~2020)主要国の出願件数は、直前同期(2011~2015)に比べて平均3.4倍(1,129件→3,879件)増加した反面、韓国は7.5倍(80件→597件)増え、出願人数も主要国が平均2.8倍(243人→685人)増加する間、韓国は3.8倍(23人→88人)増えた。これは、人工知能アクセラレーターに対する韓国国内での研究開発が活発だという事実を示しており、今後、出願のシェアが高まることが期待される。

多出願順位を見ると、インテルが438件(8.7%)と1位になっており、次いでサムスン電子が272件(5.4%)、カンブリコン262件(5.2%)、IBM158件(3.2%)、グーグル151件(3.2%)の順である。韓国企業の中での多出願順位は、サムスン電子、韓国電子通信研究

院（58件）、SK（45件）、ストラドビジョン（30件）、ソウル大学（27件）の順であり、韓国科学技術院と POSTECH などが後に続くなど、情報技術（IT）分野での企業と大学・研究所の活躍が目立った。

特許庁の人工知能ビッグデータ審査課長は「超知能化時代に入り、人工知能を素早く学習し、推論できるようにしてくれる『人工知能アクセラレーター』の重要性が高まっており、今後の技術の主導権を確保するための競争も激しくなるだろう」とし、「韓国が人工知能分野で影響力を高めるためには、基盤技術である人工知能アクセラレーターのイノベーション的なコア特許を確保する必要がある」と述べた。

### 5-2 韓国、2年連続でアジア地域の最高のイノベーション国家に選定！

韓国特許庁（2022.9.29.）

2022年のグローバル・イノベーション・インデックス総合6位、  
81の細部指標7分野で世界1位

韓国特許庁は9月28日、世界知的所有権機関（WIPO）（※）が発表したグローバル・イノベーション・インデックス（Global Innovation Index）（※※）で、アジア地域で2年連続イノベーション能力1位、132か国のうち大韓民国が総合6位を獲得したと発表した。

※知的財産分野の国際連合（UN）傘下機関

※※世界知的所有権機関（WIPO）、欧州経営大学院（INSEAD）などが世界のWIPO加盟国を対象に未来の経済発展などの主な原動力となるイノベーション能力を測定（2007年～）

今年は、スイスが昨年が続いて1位を取り、米国、スウェーデン、英国、オランダ、韓国の順で後に続いた。アジアではシンガポールが7位、中国と日本がそれぞれ11位、13位となった。

※韓国の順位：（2012）21位→（2015）14位→（2020）10位→（2021）5位→（2022）6位

#### 【2022年主要国の総合評価順位、（）は2021年の順位】

区分	スイス	米国	スウェーデン	英国	オランダ	韓国	シンガポール	ドイツ	中国	日本
順位	1 (1)	2 (3)	3 (2)	4 (4)	5 (6)	6 (5)	7 (8)	8 (10)	11 (12)	13 (13)

世界知的所有権機関（WIPO）は、インプット部門5項目、アウトプット部門2項目などの7分野（※）、81の指標に基づいて132か国を対象に評価を行った。

※

インプット部門（5項目）：制度、人的資本と研究、インフラストラクチャー、市場の洗練度、事業の洗練度

アウトプット部門（2項目）：知識および技術の産出、創造的なアウトプット

韓国は81の指標のうち特許出願等知的財産に関する3つの指標を含めた7つの指標（※）で世界1位を獲得したことがわかった。世界知的所有権機関（WIPO）は、韓国がイノベーションに投入した資源を効率的にイノベーション成果につなげて（※※）おり、所得水準が似ている他の国々に比べてイノベーション能力が高いという点も強調した。

※①国内総生産（GDP）比特許出願②GDP比国際特許出願（PCT）③GDP比デザイン出願（以上、知的財産関連）④人口比研究員数⑤人口比企業研究員数⑥政府オンラインサービス⑦電子政府オンライン参加

※※イノベーションインプットに対するアウトプット部門の順位：（2019）13位→（2020）10位→（2021）5位→（2022）4位

このような成果は、厳しい対内外の経済環境の中でも持続した政府と企業の未来への投資（※）、このような投資が無形資産の創出（※※）と知識の普及などにより活発に続いたためと解釈される。

※人的資本と研究分野で4年連続世界1位

※※前年比知的財産権の韓国国内出願6.3%、国際特許出願（PCT）3.2%増加

特許庁長は「最近、世界経済危機の中で韓国が2年連続で、アジアでイノベーション能力が最も高い国として評価されたのは、有意義である」とし、「特許庁はイノベーションの成果物である知的財産権を効果的に活用し、保護できる制度的インフラを強化することで、韓国のイノベーション能力が経済成長につながるよう最善を尽くしたい」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム